

14. 対人地雷問題

対人地雷禁止条約主要規定

○一般的義務（第1条）

いかなる場合にも、

- (1) 使用、開発、生産、取得、貯蔵、保有及び移譲並びにこれらの援助、奨励及び勧誘について禁止。
- (2) 条約の規定に従ってすべての対人地雷を廃棄。

○定義（第2条）

「対人地雷」、「地雷」、「アンチ・ハンドリング・デヴァイス（処理防止のための装置）」、「移譲」、「地雷敷設地域」につき定義。

○例外（第3条）

地雷探知・除去・廃棄のための技術開発・訓練のための保有、移譲は例外。

○貯蔵されている対人地雷の廃棄（第4条）

所有する又は管理・管轄下の貯蔵する対人地雷について、当該締約国に対する効力発生後4年以内に廃棄。

○地雷敷設地域における対人地雷の廃棄（第5条）

管理・管轄下の地雷敷設地域内にある対人地雷について、特定し、文民保護措置をとるほか、当該締約国に対する効力発生後10年以内に廃棄（締約国会議等の承認の下、更に10年以内の期限延長・再延長も可能）。

○国際的な協力及び援助（第6条）

地雷除去、犠牲者支援等における国際協力・援助。

○透明性についての措置（第7条）

寄託者たる国連事務総長に貯蔵数、地雷敷設地域、廃棄計画等を報告。

○遵守の促進及び遵守を明らかにするための説明（第8条）

寄託者及び締約国特別会議を通じて他の締約国の条約遵守について確認を要請。締約国の3分の1以上の賛成で締約国特別会議開催。締約国特別会議は事実調査使節団を派遣可。事実調査使節団は調査結果を締約国特別会議に報告し、同会議は是正措置等を勧告可。

○国内の実施措置（第9条）

締約国は、違反の防止・抑止のため、刑罰を含めあらゆる適当な措置をとる。

○紛争の解決（第10条）

締約国は条約の適用、解釈に関する協議・協力等を行う。

○締約国会議（第 11 条）

発効後 5 年間は毎年開催。条約の適用・実施に関する検討。

○再検討会議（第 12 条）

発効後 5 年後等に開催。条約の運用及び状況の検討等。

○改正（第 13 条）

締約国の過半数の賛成で改正のための会議を開催。3 分の 2 の賛成で改正を採択。

○費用（第 14 条）

締約国会議、締約国特別会議、再検討会議、改正会議及び事実調査使節団の費用は、締約国が分担。

○署名（第 15 条）

1997 年 12 月 3 日から 4 日の間はオタワで、5 日以降発効までは国連本部で、署名のために開放。

○批准、受諾、承認又は加入（第 16 条）

署名国により批准、受諾又は承認され、署名しなかった国も加入が可能。

○効力発生（第 17 条）

40 箇国目の批准書寄託から 6 箇月で発効。

○暫定的適用（第 18 条）

いずれの国も、批准等の際に、第 1 条 1 の規定（使用、開発、生産、取得、貯蔵、保有及び移譲等の禁止）について、発効までの間も暫定的に適用する旨を宣言可能。

○留保（第 19 条）

不可。

○有効期間及び脱退（第 20 条）

締約国は、6 箇月前の通告により脱退可能。但し、通告後 6 箇月時点で紛争継続中の場合は紛争終了までは脱退効果は生じない。

○寄託者（第 21 条）

国連事務総長。

○正文（第 22 条）

アラビア語、中国語、英語、仏語、ロシア語及びスペイン語。

対人地雷禁止条約(オタワ条約)締約国一覧 【アルファベット順】

【締約国】(141)

平成15年12月 1日現在

国 名	締結日 (月/日/年)	国 名	締結日 (月/日/年)	国 名	締結日 (月/日/年)
アフガニスタン	09/11/02	フランス	07/23/98	パナマ	10/07/98
アルバニア	02/29/00	ガボン	09/08/00	パラグアイ	11/13/98
アルジェリア	10/09/01	ガンビア	09/23/02	ペルー	06/17/98
アンドラ	06/29/98	ドイツ	07/23/98	フィリピン	02/15/00
アンゴラ	07/05/02	ガーナ	06/30/00	ポルトガル	02/19/99
アンティグア・バーブーダ	05/03/99	ギリシャ	09/25/03	カタール	10/13/98
アルゼンチン	09/14/99	グレナダ	08/19/98	モルドバ共和国	09/08/00
オーストラリア	01/14/99	グアテマラ	05/26/99	ルーマニア	11/30/00
オーストリア	01/29/98	ギニア	10/08/98	ルワンダ	06/08/00
バハマ	07/31/98	ギニアビサウ	05/22/01	セントクリストファー・ネイビス	12/02/98
バングラデシュ	09/06/00	ガイアナ	08/05/03	セントルシア	04/13/99
バルバドス	06/04/99	バチカン	02/17/98	セントビンセント及びグレナディーン諸島	08/01/01
ベルギー	09/04/98	ホンジュラス	09/24/98	サモア	07/23/98
ベリーズ	04/23/98	ハンガリー	04/06/98	サンマリノ	03/18/98
ベナン	09/25/98	アイスランド	05/05/99	サントメ・プリンシペ	05/31/03
ボリビア	06/09/98	アイルランド	12/03/97	セネガル	09/24/98
ボスニア・ヘルツェゴビナ	09/08/98	イタリア	04/23/99	セルビア・モンテネグロ	09/18/03
ボツワナ	03/01/00	ジャマイカ	07/17/98	セイシェル	06/02/00
ブラジル	04/30/99	日本	09/30/98	シエラレオネ共和国	04/25/01
ブルンジ	10/22/03	ヨルダン	11/13/98	スロバキア	02/25/99
ブルガリア	09/04/98	ケニア	01/23/01	スロベニア	10/27/98
ブルキナファソ	09/16/98	キリバス	09/07/00	ソロモン諸島	01/26/99
カンボジア	07/28/99	レソト	12/02/98	南アフリカ	06/26/98
カメルーン	09/19/02	リベリア	12/23/99	スペイン	01/19/99
カナダ	12/03/97	リヒテンシュタイン	10/05/99	スーダン	10/13/03
カーボヴェルデ	05/14/01	リトアニア	05/12/03	スリナム	05/23/02
中央アフリカ	11/08/02	ルクセンブルク	06/14/99	スワジランド	12/22/98
チャド	05/06/99	マダガスカル	09/16/99	スウェーデン	11/30/98
チリ	09/10/01	マラウイ	08/13/98	スイス	05/24/98
コロンビア	09/06/00	マレーシア	04/22/99	タジキスタン	10/12/99
コモロ	09/19/02	モルディブ	09/07/00	タイ	11/27/98
コンゴ共和国	05/04/01	マリ	06/02/98	マダニャ旧ユーゴスラビア共和国	09/09/98
コスタリカ	05/17/99	マルタ	05/07/01	東ティモール	05/07/03
コートジボワール	06/30/00	モリタニア	07/21/00	トーゴ	05/09/00
クロアチア	05/20/98	モリシヤス	12/03/97	トリニダード・トバゴ	04/27/98
キプロス	01/17/03	メキシコ	06/09/98	チュニジア	07/09/99
チェコ	10/26/99	モナコ	11/17/98	トルコ	09/25/03
コンゴ民主共和国	05/02/02	モザンビーク	08/25/98	トルクメニスタン	01/19/98
デンマーク	06/08/98	ナミビア	09/21/98	ウガンダ	02/25/99
ジブチ	05/18/98	ナウル	08/07/00	英国	07/31/98
ドミニカ	05/26/99	オランダ	04/12/99	タンザニア	11/13/00
ドミニカ共和国	06/30/00	ニュージーランド	01/27/90	ウルグアイ	06/07/01
エクアドル	04/29/99	ニカラグア	11/30/98	ベネズエラ	04/14/99
エルサルバドル	01/27/99	ニジェール	03/23/99	イエメン	09/01/98
赤道ギニア	09/16/98	ナイジェリア	09/27/01	ザンビア	02/23/01
エリトリア	08/27/01	ニウエ	04/15/98	ジンバブエ	06/18/98
フィジー	06/10/98	ノルウェー	07/09/98	ベラルーシ	09/03/03